

○老人福祉法

国民の老後における健康の保持と生活の安定のため、福祉の増進を図ることを目的とした法律です。高齢者の施設の定義や、行政措置に関すること、老人福祉計画の策定などについて定めています。

○介護保険法

介護を必要とする方が、その能力に応じて自立した生活を営めるように創設された介護保険について、その内容を定めた法律です。各サービスの範囲や費用のあり方、地域支援事業などの周辺施策について規定しています。

○地域支援事業

総合的な介護予防の体系を確立するため、実施される様々な施策を集結した事業です。そのために必要な財源は、介護保険から交付されます。

- 地域包括支援センター
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 配食サービスや紙おむつ支給などのサービス事業などは地域支援事業の一環として運営されています。

○介護予防

将来的に、「介護が必要な状態にならないよう」、「介護を受けている状態を悪化させないように」、心身・生活機能の維持・向上にむけた予防措置をいいます。

介護保険の介護予防サービスや地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業は、この考え方に基づいて実施されています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、将来も元気で介護を必要としないで生活していけるように、提供されるさまざまなサービスの総称です。要支援1・2の方及び要介護状態になるおそれの高い方(事業対象者)を対象とした介護予防・生活支援サービスと、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業に分けられます。

○介護予防サービス

介護保険で、要支援1・2と認定された方を対象に、心身の状態の悪化を防ぎ、また、自ら生活していくための機能を増進することを目的に利用するサービスです。基本的な利用の流れは介護サービスと同じですが、地域包括支援センターが一定期間ごとに目標達成の評価を行い、それをプランに反映させることとなっています。

○地域密着型サービス

これまで生活してきた地域を離れることなく、利用者の必要性にきめ細かく応じていけるように設定されたサービスです。そのため、利用者は原則として水戸市の住民に限定されます(水戸市から、他市町村のサービスを利用することも制限されます)。

○特定疾病

介護保険は、高齢者だけでなく40歳から65歳未満の方もサービスの対象としています。これらの方が介護保険の認定を受けるための条件としてあげられた、16種類の疾病を「特定疾病」と呼んでいます。



○償還払い

介護サービスについて、利用者がいったん費用の全額を支払い、手続きを行った後に介護保険負担分の給付を受けるしくみのことをいいます。

○受領委任払い

利用者がサービスにかかる費用の自己負担分(1～3割)を支払い、介護保険負担分(9～7割)を、市から事業者へ直接支払うことをいいます。

○要介護(要支援)認定の有効期間

要介護(要支援)認定の有効期間は次の表のとおりです。引き続きサービスを利用する場合には、認定の有効期間が終了する前に「更新」の手続きをする必要があります。

申請区分等	原則の有効期間	短縮または延長
新規申請	6か月	3～12か月
区分変更申請	6か月	3～12か月
更新申請	12か月	3～48か月

また、有効期間中であっても、利用者の状態が変化したときには、いつでも「区分変更」の申請をすることができます。

○リバースモーゲージ ▶P40

自宅などを担保にして、定期的に生活資金を受け取るしくみです。自宅はあるが現金や収入が少ないという高齢者が、自宅を手放さずに住み慣れた家で暮らし続けられるというメリットがあります。通常の住宅ローン(モーゲージ)とは逆のしくみになるため、リバースモーゲージ(リバースとは「逆」という意味)と呼ばれます。

○高齢者のための施設

高齢者のための施設は種類も多く、入所の基準やそこで受けられるサービスについてもそれぞれ異なっています。また、その施設の持つ目的も違ってきます。

介護保険では、単に入所の費用の給付ということではなく、そこで行われるサービスに対する支給が行われると考えた方が分かりやすいかもしれません。

ここでは、高齢者施設及び住宅などの主なものをあげています。そこで行われるサービスについては、「4 介護保険で受けられるサービス」(P6～)も併せて参照してください。

○介護保険施設

介護保険で要介護1～5(介護老人福祉施設については要介護3～5)の認定を受けた方が入所できる施設です。

①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ▶P10

日常的に介護を必要としている方を対象に、自宅での介護が困難な場合、入所するための施設です。ユニット型(個室介護)の施設については、入居費用が別途必要になります。

②介護老人保健施設(老人保健施設) ▶P10

病院に入院していた方に対して、機能訓練などを実施し、在宅生活への復帰を支援するための施設です。入院と在宅(入所)との中間に位置付けられる施設といえます。そのため、ずっと入所したままではいられず、おおむね3か月程度での退所を目指します。

③介護医療院 ▶P10

要介護者の方を対象に、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

○認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が入所するための施設で、介護保険の「認知症対応型共同生活介護」の指定を受け、少数の認知症高齢者が、家庭的な環境の中で生活できるように配慮されています。入所の際は介護保険の認定を受ける必要があります。また、地域密着型の施設であるため、他市町村からの入所はできません。

○養護老人ホーム ▶P32

日常生活が自立している方で、経済的な理由や、家族間の問題などのため、自宅での生活が困難な高齢者を対象とした施設です。また、有料老人ホームやケアハウスのように、施設との「契約」ではなく、利用者の住む市町村の「措置」により入所する施設です。そのため、入所するには居住地の市町村に申請する必要があります。

費用については、本人の収入及び扶養義務者の課税状況に応じて決定します。
入所を希望する場合には、高齢福祉課へお問い合わせください。

○ケアハウス(軽費老人ホーム) ▶P32

高齢者のための入居施設ですが、入居費用の一部は市が負担しているため、比較的安価な費用で入居することができます。また、食事なども有償で提供されます。入居のためには、施設との「契約」が必要ですが、寝たきりなど介護度が重く自立生活が難しい場合は入居できません。

ケアハウスでは、介護保険の「居宅」サービスを受けることもできます。

○有料老人ホーム ▶P32

高齢者のための民間入居施設で、設置に当たり必要事項を市長に届け出て承認された施設です。入居のためには、施設との「契約」が必要ですが、利用権(入居対象者の条件や賃貸などの形態)についてはそれぞれの施設で違いますので、よく確認する必要があります。

有料老人ホームでは、「特定施設入居者生活介護」などの介護保険のサービスを受けることもできます。

○特定施設入居者生活介護

特定施設と呼ばれる有料老人ホームに入居して受ける介護サービスです。介護保険では「居宅サービス」に位置付けられています。(介護保険施設以外は、アパートなどへの入居として考えるため)

○サービス付き高齢者向け住宅 ▶P85

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と提携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

住居としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。